

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成25年3月14日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

平成25年度の単価契約に係る下記(1)ア～クの工事について、それぞれ入札し、契約するものである。

(1) 対象となる工事（工事場所）

- ア 機械浚渫工事（その1）（北部土木事務所管内全域）
- イ 機械浚渫工事（その2）（東部土木事務所管内全域）
- ウ 機械浚渫工事（その3）（南部土木事務所管内全域）
- エ 機械浚渫工事（その4）（西京土木事務所管内全域）
- オ 機械浚渫工事（その5）（伏見土木事務所管内全域）
- カ 機械浚渫工事（その6）（北部みどり管理事務所管内全域）
- キ 機械浚渫工事（その7）（南部みどり管理事務所管内全域）
- ク 機械浚渫工事（その8）（南部区画整理事務所管内全域）

(2) 業務概要

次のア及びイは、上記(1)の各工事に共通する工種についての概要を示すものであり、
上記(1)の各工事において行う工種及び予定数量については、下記(3)に記載する。

- ア 一連の浚渫機械による管渠又は暗渠内の粗粒土の浚渫工事（以下「M-G s」という。）
- イ 一連の浚渫機械による管渠又は暗渠内の細粒土及び高有機質土の浚渫工事（以下「M-F P t」という。）

(3) 予定数量

- (1)ア M-G s : 14立方メートル
M-F P t : 2立方メートル
- (1)イ M-G s : 18立方メートル
- (1)ウ M-G s : 65立方メートル
- (1)エ M-G s : 28立方メートル

M-F P t : 26立方メートル

(1)オ M-G s : 37立方メートル

(1)カ M-G s : 23立方メートル

(1)キ M-G s : 15立方メートル

(1)ク M-G s : 130立方メートル

M-F P t : 110立方メートル

なお、この契約は単価契約であり、上記数量はあくまで予定であって、本件契約に係る実際の施工数量と一致するものではない。

(4) 工期

(1)の全ての工事について、契約の日から平成26年3月31日まで

(5) 支払条件

(1)の全ての工事について、月毎の出来高払

2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(5)にあっては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げるすべての条件を満たす者

(1) 本市内に本店を有していること。

(2) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）において「しゅんせつ」の完成工事高の実績があること。

(3) 側溝清掃車（フロア式又は真空式）又は排水管清掃車を所有していること。

(4) 建設業法に規定する主任技術者を1名配置し得ること。

なお、配置予定技術者については、常勤の自社社員であり、かつ開札日におい

て引続き3箇月以上の雇用関係があること。また、平成25年2月18日から同年2月22日までに本市に提出した技術者経歴書に記載された技術者であること。

(5) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本市が発注する下記の平成25年度単価契約入札案件においては、本件を含む落札決定に至っていない複数の入札に同時に参加申請することは可能とするが、同一の配置予定技術者で参加申請を行うことは認めない。同一の配置予定技術者で参加申請を行った場合は、該当する全ての入札を無効とする。

また、下記の平成25年度単価契約入札案件において、既に落札決定を受けてい

る場合は、該当する案件と同一の配置予定技術者で本件入札に参加申請を行うことは認めない。同一の配置予定技術者で参加申請を行った場合は、本件入札を無効とする。

- ・舗装補修工事（その1～その9）
- ・人力浚渫工事（その1～その9）
- ・機械浚渫工事（その1～その8）
- ・河川美化作業委託（その1～その6）

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていないなければならない。

(3) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(8)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手する（この場合、設計図書等

を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない。）。

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(4)により設計図書等を購入する。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し（この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(4)により設計図書を購入する。

(4) 上記(3)ア後段及び(3)イにより当該工事に係る設計図書等を入手しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(3)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

（設計図書等の販売業者）

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大阪町396 第3キョートビル1F

（電話075-871-8400）

ア 1(1)アの想定販売金額420円（A4コピー21枚）

イ 1(1)イの想定販売金額280円（A4コピー14枚）

ウ 1(1)ウの想定販売金額320円（A4コピー16枚）

エ 1(1)エの想定販売金額420円（A4コピー21枚）

オ 1(1)オの想定販売金額320円（A4コピー16枚）

カ 1(1)カの想定販売金額320円（A4コピー16枚）

キ 1(1)キの想定販売金額320円（A4コピー16枚）

ク 1(1)クの想定販売金額420円（A4コピー21枚）

(5) 入札を行う者は、工種ごとの一件当たりの設定単価（以下「設定単価」という。）、当該設定単価に予定数量を乗じた工種ごとの金額（以下「価格」という。）及び価格の合計金額（以下「総価」という。）を記載した単価表（以下「単価表」という。）を作成しなければならない。ただし、単価表の様式は本市の指定様式とする。

(6) 入札金額は、総価の額を入力すること。

(7) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(8) 入札期間

平成25年3月29日（金）、4月1日（月）及び2日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(9) 予定価格及び最低制限価格

本件の入札対象である1(1)ア～1(1)クの工事に係る予定価格及び最低制限価格は、次のとおりである。

ア 1(1)アの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格891,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格729,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 1(1)イの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格1,021,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格835,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ウ 1(1)ウの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格1,296,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格1,057,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

エ 1(1)エの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格2,515,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格2,059,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

オ 1(1)オの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格1,882,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格1,540,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

カ 1(1)カの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格917,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格758,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

キ 1(1)キの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(ア) 予定価格598,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(イ) 最低制限価格494,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ク 1(1)クの工事に係る予定価格及び最低制限価格

(7) 予定価格 6, 567, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(4) 最低制限価格 5, 399, 000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(10) 入札参加資格確認申請書等の提出

本件に入札しようとする者は、1(1)ア～クのうち、参加を希望する入札案件について、次の書類を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 所有する側溝清掃車又は排水管清掃車の車検証（開札日において有効なものに限る。）の写し及び写真（ナンバープレートを含む車両全体が写っているものに限る。）

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)に示す技術者を記載し、その資格を証明する書類の写し及び雇用関係があることを証明し得る書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

オ 単価表（用紙交付）

単価表には、工種ごとの、設定単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。）及び価格（設定単価に予定数量を乗じた価格）及び総価を記載すること。

なお、上記ア～オの書類が提出されない場合又は提出された書類に誤りがある（単価表の記載誤り、記載・押印漏れ等）場合は、当該入札は無効とする。

(11) 入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び単価表の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び単価表を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧

専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(12) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2007で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader8.0で扱えること。）にして添付すること。（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には入札番号、工事名及び工事場所のみを記載して、4(8)の入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成25年4月3日（水）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなっ

たときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

ア 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。

エ その他市長が特に入札参加資格を有することが不適當であると認めたとき。

(5) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

なお、開札日に落札者を決定しないときは、全ての入札者の商号（法人にあつては名称）及び入札金額等を、開札日の翌開庁日の午後1時から落札結果の公表までの間、契約課のホームページにおいて公表し、併せて2の場所で閲覧に供する。

(6) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を2の場所まで持参し、提出すること。

6 契約の締結

契約の締結は、単価による契約とする。契約金額は、落札者が提出した単価表に記載した単価に100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。

9 その他

(1) 本件契約に係る予算が成立しないときは、本公告は無効とする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、本件の入札参加

者は、その費用を京都市に請求することはできない。

- (2) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア) に同じ。
- (6) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。
- (7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請け、3次下請けその他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (8) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

(行財政局財政部契約課)